

令和3年11月15日

公示 第379号

村田製作所健康保険組合  
理事長 宮本 隆二

当健康保険組合の令和4年度平均標準報酬月額を下記の通り定め、これを健康保険法第37条任意継続被保険者の標準報酬月額の上限に適用する。

記

1. 令和3年9月30日現在の、全被保険者の平均標準報酬月額  
381,658円
2. 任意継続被保険者標準報酬月額の上限  
第26級 380,000円
3. 適用年月日  
令和4年4月 1日から  
令和5年3月31日まで

以上